

日 教 庶 第 7 9 8 号  
令和8年(2026年)3月16日

教育委員 各位

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士  
(公印省略)

**令和7年度第12回教育委員会定例会の開催について**

日野市教育委員会告示第17号により、下記のとおり令和7年度第12回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

**開催日時**

令和8年(2026年)3月19日(木) 午後3時30分

**開催場所**

教育委員会室(506会議室)

**案件**

**議案**

- 第48号 令和8年度(2026年度)の主要な取り組みの策定について
- 第49号 教育委員会職員人事について
- 第50号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第51号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

- 第52号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第53号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第54号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第55号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第56号 学校運営協議会委員の任命について（新規）
- 第57号 学校運営協議会委員の任命について（任期満了）
- 第58号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について
  
- 第59号 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
- 第60号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について
- 第61号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について
  
- 第62号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第63号 第12期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について
- 第64号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について
  
- 第65号 教育委員会職員の懲戒処分の特決処分について

#### 請願

- 第7-13号 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が（学習指導要領の一部政治的偏向部分等の）管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願

#### 報告事項

- 第30号 行政情報の公開請求
- 第31号 日野市教育委員会生成AI利活用ガイドラインの制定及び日野市立学校情報セキュリティ対策基準の改定について
- 第32号 日野市いじめ防止基本方針改定（案）に関するパブリックコメントの実施について

議案第48号

令和8年度（2026年度）の主要な取り組みの策定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》  
令和8年度（2026年度）の主要な取り組みを策定するものです。

# 令和8年度主要な取り組み

|   | 部門             | プロジェクト・理念      | 事業名                     | 事業概要  | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円）                     | 主管課   |
|---|----------------|----------------|-------------------------|---|------|--------|-----------------------------|-------|
| 1 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 小中学校給食調理室冷暖房機設置事業       | 小学校14校、中学校7校において給食調理室への冷暖房機設置をリース方式にて実施する。  | 新規   |        | 40,580                      | 庶務課   |
| 2 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 豊田小学校大規模改造事業            | 令和2・3年度の東校舎改築、令和4年度の体育館大規模改造に続き、令和6～8年度に校舎大規模改造、令和9年度に校庭改修等を実施し、学習環境の整備と併せた施設の長寿命化を図る。                                      | 継続   |        | 1,180,355                   | 庶務課   |
| 3 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 日野第一小学校改築・南平小学校長寿命化改修事業 | 「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設整備を計画的に進める。令和11年度から日野第一小学校では改築工事、南平小学校では長寿命化改修工事を予定しているため、令和8年度からその基本計画策定に着手する。 | 新規   | ○      | 0<br>(R8,9債務負担行為計110,660千円) | 庶務課   |
| 4 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 小中学校屋上等防水修繕事業           | 現場の状況や今後の大規模改修などの予定を踏まえ、令和8年度に修繕が必要と認められる小学校3校、中学校4校において屋上等防水修繕を実施する。   | 継続   | ○      | 114,780                     | 庶務課   |
| 5 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 学校給食費の全額公費負担            | 日野市立小中学校の学校給食費を全額公費負担する。また、食物アレルギー等のために学校給食の提供を受けず、弁当を持参する場合には、給食費相当分の金額を保護者に補助する。  | 継続   |        | 834,789                     | 学務課   |
| 6 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト | 学校における働き方改革推進事業         | 教員が担うべき業務の精査や役割分担の見直しと外部人材の活用を踏まえ、「副校長補佐」「スクール・サポート・スタッフ」「部活動指導員」「エデュケーション・アシスタント」を継続し、超過勤務時間の縮減等、学校の働き方改革を推進する。            | 継続   | ○      | 324,081                     | 教育指導課 |

# 令和8年度主要な取り組み

|    | 部門             | プロジェクト・理念         | 事業名             | 事業概要   | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円） | 主管課      |
|----|----------------|-------------------|-----------------|--|------|--------|---------|----------|
| 7  | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト    | 特色ある学校づくり推進事業   | 学校や教員の資質向上、子供たちの学び、地域の特性を活かした学校づくりを支援するための研究奨励事業や特色ある学校づくり補助金事業等を継続し、各学校の特色ある教育内容の充実を図る。                                   | 継続   |        | 13,999  | 教育指導課    |
| 8  | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト    | 第4次学校教育基本構想推進事業 | 第4次日野市学校教育基本構想（令和6年度～令和10年度）を推進する。各学校がプロジェクトを年度ごとに選択・更新し、ながら具体的な活動を実施し、各学校のプロジェクトの実施状況については、横展開を図りながら交流会や研修会を継続する。         | 継続   |        | 142     | 教育指導課    |
| 9  | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト    | プール改革事業         | 民間事業者を活用しながら、学校の水泳指導の支援を引き続き実施する。また、今後の水泳指導について、学習指導要領に沿いながら調査研究を実施する。   | 継続   |        | 37,647  | 教育指導課    |
| 10 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「学校を支える」プロジェクト    | 学級支援員・介助員配置事業   | 【学級支援員】通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、日常生活における安全確保や学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う。<br>【介助員】特別支援学級に在籍する児童・生徒の日常生活上の介助や安全確保、学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う | 継続   |        | 216,987 | 発達・教育支援課 |
| 11 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「多様な学びと学び方」プロジェクト | 幼保小連携教育推進委員会    | 市内幼保小のより一層の連携を図り、架け橋期の子供への教育保育の質の向上に向けた取り組みを前進させるため、講義、グループワーク、発表を通じた往還型研修実施する。  | 拡充   | ○      | 284     | 学務課      |

## 令和8年度主要な取り組み

|    | 部門             | プロジェクト・理念         | 事業名               | 事業概要   | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円）   | 主管課      |
|----|----------------|-------------------|-------------------|--|------|--------|-----------|----------|
| 12 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「多様な学びと学び方」プロジェクト | 個の状況にあわせた不登校支援事業  | 日野市立学校の不登校総合対策に基づき、各学校での不登校支援を引き続き実施する。令和7年度から小中学校全校に配置していた家庭と子供の支援員の配置などを継続しながら、校内登校支援教室の安定した運営を継続する。   | 継続   | ○      | 9,952     | 教育指導課    |
| 13 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「多様な学びと学び方」プロジェクト | スクールソーシャルワーカー配置事業 | スクールソーシャルワーカーは、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上の課題を抱える児童・生徒及びその家族に対し、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携し、児童・生徒の置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図る。   | 拡充   | ○      | 19,040    | 発達・教育支援課 |
| 14 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「多様な学びと学び方」プロジェクト | わかば教室運営事業         | 不登校児童・生徒が悩みを抱えて孤立することなく、将来の社会的自立に向けて成長できるような指導やより個々に寄り添った支援が行なえるよう、わかば教室の運営、体制のさらなる充実を図る。  | 継続   | ○      | 47,069    | 教育センター   |
| 15 | 第4次学校教育基本構想の推進 | 「教育DX」プロジェクト      | 小中学校学習者用端末等運営事業   | 児童・生徒が使用する学習者用端末について、東京都共同調達（26市・23区と共同しながら仕様等を決定）に参加し、都のプロポーザルを踏まえ事業者を選定・契約する。調達準備を行ったのち、令和8年度夏季休業期間中に準備をし、2学期明けから児童・生徒に配布する。また、本更改を受け、学習者用端末のネットワーク環境を改修する。文部科学省「学校のネットワーク環境整備（ネットワーク改善ガイドブック）」に沿って実施する。 | 拡充   | ○      | 1,096,572 | 教育指導課    |

## 令和8年度主要な取り組み

|    | 部門                 | プロジェクト・理念                 | 事業名                      | 事業概要  | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円） | 主管課      |
|----|--------------------|---------------------------|--------------------------|---|------|--------|---------|----------|
| 16 | 第4次学校教育基本構想の推進     | 「スクールコミュニティ」プロジェクト        | 地域クラブ活動体制整備事業            | 地域クラブ活動「ひのスポ！！ひのカル！」の運営を継続する。地域企業・団体と共に地域文化スポーツ連携協議会の中で、地域クラブ活動の運営について協議しながら推進する。         | 継続   |        | 11,143  | 教育指導課    |
| 17 | 第4次学校教育基本構想の推進     | 「スクールコミュニティ」プロジェクト        | コミュニティスクールの設置推進（12校→16校） | 令和8年度において、既存校12校に加え、新たに小学校4校程度コミュニティ・スクールを導入する。   | 拡充   |        | 4,778   | 教育指導課    |
| 18 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | 「多様な学びと学び方」プロジェクト         | 多様な学びの場構築広域連携事業          | 多摩市と連携して、多摩地域の社会的資源を活かしながら学校へ通いづらい子どもたちと、地域活動を行う大人たちが交流できる探求学習の場を創る「ひのたまULTLAプログラム」を実施する。 | 継続   | ○      | 5,000   | 生涯学習支援課  |
| 19 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | このまちに生きるだから このまちで 学び 学び合う | 百草倉沢エコミュージアム事業           | 市民協働による地域文化財の調査・保存・活用。地域史研究の進展と、文化財保護に携わる市民の育成を図る。  | 継続   |        | 1,857   | ふるさと文化財課 |
| 20 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | このまちに生きるだから このまちで 学び 学び合う | 文化財保護事業                  | 令和7年度に策定委員会を設置し検討を行ってきた、東京都・日野市の指定文化財である日野宿本陣及び附上段の間の保存活用計画を策定する。策定後は計画に基づき保存・活用を進める。     | 継続   | ○      | 84      | ふるさと文化財課 |

## 令和8年度主要な取り組み

|    | 部門                 | プロジェクト・理念                | 事業名  | 事業概要   | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円） | 主管課      |
|----|--------------------|--------------------------|--|--|------|--------|---------|----------|
| 21 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | このまちに生きるだから このまちで学び 学び合う | 日野宿本陣施設整備事業  | 日野宿本陣の保存・維持のため、建物に負荷をかけている屋根裏に残置された稼働していない空調機（重量物）を撤去する。                         | 新規   |        | 1,500   | ふるさと文化財課 |
| 22 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | このまちに生きるだから このまちで学び 学び合う | 新選組のふるさと歴史館施設整備事業  | 新選組のふるさと歴史館収蔵庫の空調設備修繕を行い、収蔵資料の適切な保存等を行う。   | 新規   |        | 12,210  | ふるさと文化財課 |
| 23 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | このまちに生きるだから このまちで学び 学び合う | 「日野本町地区公共施設再編基本計画」の策定を踏まえた、日野図書館、中央公民館及び郷土資料館を含めた社会教育施設運営のアップデート | 令和7年度に策定された「日野本町地区公共施設再編基本計画」に基づき、再編に向けて社会教育機関としての重要な役割及び新たに発生する業務についての検討・調整を行う。 | 継続   |        | -       | 生涯学習支援課  |

## 令和8年度主要な取り組み

|    | 部門                 | プロジェクト・理念                   | 事業名                                    | 事業概要  | 事業区分 | 評価対象事業 | 予算額（千円） | 主管課 |
|----|--------------------|-----------------------------|--|---|------|--------|---------|-----|
| 24 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | 地域に根差した「知のひろば」が本と人との「わ」をつくる | 中央図書館 国の登録有形文化財登録におけるパンフレットの作成及び講演会の開催 | 国の登録有形文化財になったことを受け、来館者や見学者向けに施設を案内するパンフレットを作成する。建物の歴史・価値を伝えることで図書館や日野市に対する理解・親近感を高める。 | 拡充   | ○      | 186     | 図書館 |
| 25 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | 地域に根差した「知のひろば」が本と人との「わ」をつくる | 図書貸出システム・図書館におけるDX事業                   | 図書館利用登録の申請をLoGoフォームを使って電子申請化することにより、図書館へ来館しなくてもひの電子図書館サービス提供開始を可能にする。                 | 新規   |        | -       | 図書館 |
| 26 | 生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 | 地域に根差した「知のひろば」が本と人との「わ」をつくる | 図書館施設整備                                | 日野市社会教育施設（一部）個別施設計画に基づき、建築後17年が経過している平山季重ふれあい館（平山図書館）の空調設備及び防水修繕を実施する。                | 新規   |        | 36,854  | 図書館 |



議案第49号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》  
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

非公開

議案第50号

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市教育委員会の組織再編および事務所掌再編のため、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局処務規則（平成16年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「特定の業務を遂行するため、部に主幹及び副主幹」を「前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に主幹及び副主幹を、課、室の業務の一部を所管するため」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に参事を置くことができる。

5 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部及び課に、それぞれ同表の下欄に定める担当課長を置くことができる。

| 部及び課  | 担当課長     |
|-------|----------|
| 教育指導課 | 教育施策担当課長 |

第3条第3項を次のように改める。

3 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ同表の下欄に定める担当部長を置くことができる。

| 部   | 担当部長     |
|-----|----------|
| 教育部 | 生涯学習担当部長 |
| 教育部 | 教育指導担当部長 |

第4条第2項中「参事」を「担当部長及び参事」に改め、同条第7項中「主幹」を「担当課長、主幹」に改める。

第5条の表教育部の部生涯学習課の款庶務係の項を次のように改める。

庶務係

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 条例、規則等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。

- (5) 学校配当予算に関すること。
- (6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (8) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
- (9) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (10) 部及び課内の庶務に関すること。
- (11) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。(社会教育法(昭和24年法律第207号)等で定める点検及び評価対象事業は除く。)
- (12) 他の課に属さないこと。

#### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表

\_\_は、改正部分を示す。

| 新   | 旧        |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
|---|----------|------|-----|----------|-----|----------|------|------|-------|----------|---|-------|-------|-------|-------|
| <p>第1条、第2条 略<br/>(職制)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ同表の下欄に定める担当部長を置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">担当部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>生涯学習担当部長</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育指導担当部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に参事を置くことができる。</p> <p>5 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部及び課に、それぞれ同表の下欄に定める担当課長を置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部及び課</th> <th style="text-align: center;">担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教育施策担当課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に主幹及び副主幹を、課、室の業務の一部を所管す</p> | 部        | 担当部長 | 教育部 | 生涯学習担当部長 | 教育部 | 教育指導担当部長 | 部及び課 | 担当課長 | 教育指導課 | 教育施策担当課長 | <p>第1条、第2条 略<br/>(職制)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部の業務の一部を所管するため、部に参事を置くことができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;">_____</td> <td style="width: 50%; height: 20px;">_____</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;">_____</td> <td style="width: 50%; height: 20px;">_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 特定の業務を遂行するため、部に主幹及び副主幹</p> <p>_____</p> | _____ | _____ | _____ | _____ |
| 部   | 担当部長     |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| 教育部   | 生涯学習担当部長 |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| 教育部   | 教育指導担当部長 |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| 部及び課  | 担当課長     |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| 教育指導課   | 教育施策担当課長 |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| _____   | _____    |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |
| _____   | _____    |      |     |          |     |          |      |      |       |          |   |       |       |       |       |

るため、課に主幹、副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

7 略

8 略

(権限)

第4条 略

2 担当部長及び参事は上司を補佐し、所属職員を指揮監督して所管業務の円滑な遂行に努めるものとする。

3～6 略

7 担当課長、主幹、副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。

8～13 略

(事務分掌)

第5条 事務局の部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

庶務課

庶務係

(1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関する  
こと。

(2) 公印の管理に関すること。

\_\_\_\_\_、課に主幹、副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

5 略

6 略

(権限)

第4条 略

2 参事\_\_\_\_\_は上司を補佐し、所属職員を指揮監督して所管業務の円滑な遂行に努めるものとする。

3～6 略

7 主幹\_\_\_\_\_、副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。

8～13 略

(事務分掌)

第5条 事務局の部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

庶務課

庶務係

(1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関する  
こと。

(2) 公印の管理に関すること。

- (3) 条例、規則等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (5) 学校配当予算に関すること。
- (6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (8) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
- (9) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (10) 部及び課内の庶務に関すること。
  
- (11) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。(社会教育法(昭和24年法律第207号)等で定める点検及び評価対象事業は除く。)
- (12) 他の課に属さないこと。

施設係、業務サポート係 略  
学務課～発達・教育支援課 略

第6条 以下略

- (3) 条例、規則等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (5) 学校配当予算に関すること。
- (6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 奨学金に関すること。
- (8) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (9) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
  
- (10) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (11) 部及び課内の庶務に関すること。
  
- (12) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。(社会教育法(昭和24年法律第207号)等で定める点検及び評価対象事業は除く。)
- (13) 他の課に属さないこと。

施設係、業務サポート係 略  
学務課～発達・教育支援課 略

第6条 以下略

議案第51号

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市教育委員会の組織再編のため、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものです。

## 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局事務決裁規程（令和3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第3条第1項に定める部長」を「第3条第1項並びに第3項に定める部長及び担当部長」に改め、同条第7号中「処務規則第3条第3項」を「処務規則第3条第4項」に改め、同条第8号中「処務規則第3条第1項に定める課長」を「処務規則第3条第1項並びに第5項に定める課長及び担当課長」に改め、同条第11号中「処務規則第3条第4項」を「処務規則第3条第6項」に改める。

第8条第1号中「部内」を「部内又は所属内」に改める。

第9条第14号中「課」を「課又は所属内」に改める。

第15条第1項中「担当参事」を「参事」に改め、同条第2項中「担当主幹」を「主幹」に改める。

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の新旧対照表

\_\_は、改正部分を示す。

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第1条 略<br/>(用語の意義)</p> <p>第2条 略<br/>(1)～(5) 略<br/>(6) 部長 日野市教育委員会事務局処務規則(平成16年教育委員会規則第6号。以下「処務規則」という。) <u>第3条第1項並びに第3項に定める部長及び担当部長</u>をいう。<br/>(7) 参事 <u>処務規則第3条第4項に定める参事</u>をいう。<br/>(8) 課長 <u>処務規則第3条第1項並びに第5項に定める課長及び担当課長</u>をいう。<br/>(9)、(10) 略<br/>(11) 主幹、副主幹及び主査 <u>処務規則第3条第6項に定める主幹、副主幹、主査</u>をいう。<br/>(12) 略</p> <p>第3条～第7条 略<br/>(部長の専決事項)</p> <p>第8条 部長の専決事項は、おおむね次のとおりとする。<br/>(1) <u>部内又は所属内</u>の総合調整に関すること。</p> | <p>第1条 略<br/>(用語の意義)</p> <p>第2条 略<br/>(1)～(5) 略<br/>(6) 部長 日野市教育委員会事務局処務規則(平成16年教育委員会規則第6号。以下「処務規則」という。) <u>第3条第1項に定める部長</u>をいう。<br/>(7) 参事 <u>処務規則第3条第3項に定める参事</u>をいう。<br/>(8) 課長 <u>処務規則第3条第1項に定める課長</u>をいう。<br/>(9)、(10) 略<br/>(11) 主幹、副主幹及び主査 <u>処務規則第3条第4項に定める主幹、副主幹、主査</u>をいう。<br/>(12) 略</p> <p>第3条～第7条 略<br/>(部長の専決事項)</p> <p>第8条 部長の専決事項は、おおむね次のとおりとする。<br/>(1) <u>部内</u>の総合調整に関すること。</p> |

(2)～(13) 略

(課長共通の専決事項)

第9条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 課又は所属内における文書の収受及び発送に関する  
こと。

(15)、(16) 略

第10条～第14条 略

(参事、主幹及び主査の専決事項)

第15条 部の参事は、第8条の例により担当事務について専決することができる。

2 部及び課の主幹は、第9条の例により担当事務について専決することができる。

3 略

第16条 以下略

(2)～(13) 略

(課長共通の専決事項)

第9条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 課における文書の収受及び発送に関する  
こと。

(15)、(16) 略

第10条～第14条 略

(参事、主幹及び主査の専決事項)

第15条 部の担当参事は、第8条の例により担当事務について専決することができる。

2 部及び課の担当主幹は、第9条の例により担当事務について専決することができる。

3 略

第16条 以下略

議案第52号

日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市教育委員会の組織再編のため、日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正するものです。

日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

| 番号 | 職務名      | 番号 | 職務名   | 番号 | 職務名  |
|----|----------|----|-------|----|--|
| 1  | 部長       | 16 | 副館長   | 31 | 学芸員  |
| 2  | 担当部長     | 17 | 事務次長  | 32 | 栄養士  |
| 3  | 参与       | 18 | 指導主事  | 33 | 作業員  |
| 4  | 参事       | 19 | 係長    | 34 | 用務員  |
| 5  | 主任統括指導主事 | 20 | 園長    | 35 | 給食調理員  |
| 6  | 課長       | 21 | 分館長   | 36 | 自動車運転手   |
| 7  | 室長       | 22 | 主査    | 37 | 教育委員会が指定する職務名については、教育委員会が指定する名称をもって第5号から前号までの職務名にかえるものとする。 |
| 8  | 館長       | 23 | 主任長   |    |  |
| 9  | 担当課長     | 24 | 業務主任長 |    |  |
| 10 | 主幹       | 25 | 主任    |    |  |
| 11 | 事務長      | 26 | 業務主任  |    |  |
| 12 | 統括指導主事   | 27 | 事務職員  |    |  |
| 13 | チームリーダー  | 28 | 技術職員  |    |  |
| 14 | 課長補佐     | 29 | 幼稚園教諭 |    |  |
| 15 | 副主幹      | 30 | 研究員   |    |  |

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

\_\_\_は、改正部分を示す。

| 新                              |          |    |       |    |  | 旧                              |          |    |       |    |  |
|--------------------------------|----------|----|-------|----|--|--------------------------------|----------|----|-------|----|--|
| 第1条～第6条 略<br>付則 略<br>別表（第5条関係） |          |    |       |    |  | 第1条～第6条 略<br>付則 略<br>別表（第5条関係） |          |    |       |    |  |
| 番号                             | 職務名      | 番号 | 職務名   | 番号 | 職務名  | 番号                             | 職務名      | 番号 | 職務名   | 番号 | 職務名  |
| 1                              | 部長       | 16 | 副館長   | 31 | 学芸員  | 1                              | 部長       | 16 | 指導主事  | 31 | 作業員  |
| 2                              | 担当部長     | 17 | 事務次長  | 32 | 栄養士  | 2                              | 参与       | 17 | 係長    | 32 | 用務員  |
| 3                              | 参与       | 18 | 指導主事  | 33 | 作業員  | 3                              | 参事       | 18 | 園長    | 33 | 給食調理員  |
| 4                              | 参事       | 19 | 係長    | 34 | 用務員  | 4                              | 主任統括指導主事 | 19 | 分館長   | 34 | 自動車運転手   |
| 5                              | 主任統括指導主事 | 20 | 園長    | 35 | 給食調理員  | 5                              | 課長       | 20 | 主査    | 35 | 教育委員会が指定する職務名については、教育委員会が指定する名称をもって第5号から前号までの職務名にかえるものとする。 |
| 6                              | 課長       | 21 | 分館長   | 36 | 自動車運転手   | 6                              | 室長       | 21 | 主任長   |    |  |
| 7                              | 室長       | 22 | 主査    | 37 | 教育委員会が指定する職務名については、教育委員会が指定する名称をもって第5号から前号までの職務名にかえるものとする。 | 7                              | 館長       | 22 | 業務主任長 |    |  |
| 8                              | 館長       | 23 | 主任長   |    |  | 8                              | 主幹       | 23 | 主任    |    |  |
| 9                              | 担当課長     | 24 | 業務主任長 |    |  | 9                              | 事務長      | 24 | 業務主任  |    |  |
| 10                             | 主幹       | 25 | 主任    |    |  | 10                             | 統括指導主事   | 25 | 事務職員  |    |  |
| 11                             | 事務長      | 26 | 業務主任  |    |  | 11                             | チームリーダー  | 26 | 技術職員  |    |  |
| 12                             | 統括指導主事   | 27 | 事務職員  |    |  | 12                             | 課長補佐     | 27 | 幼稚園教諭 |    |  |
| 13                             | チームリーダー  | 28 | 技術職員  |    |  | 13                             | 副主幹      | 28 | 研究員   |    |  |
|                                |          |    |       |    |  | 14                             | 副館長      | 29 | 学芸員   |    |  |
|                                |          |    |       |    |  | 15                             | 事務次長     | 30 | 栄養士   |    |  |

|    |      |    |       |                        |
|----|------|----|-------|------------------------|
| 14 | 課長補佐 | 29 | 幼稚園教諭 | の職務名にか<br>えるものとす<br>る。 |
| 15 | 副主幹  | 30 | 研究員   |                        |
|    |      |    |       |                        |

議案第53号

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し支給する、要保護および準要保護児童生徒援助費の支給費目および支給単価の改定に伴い、要綱の一部を改正するものです。

# 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正 する要綱

令和 年 月 日制定

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成20年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「、入学準備金」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表小学校の部6年生の款入学時学用品費の項中「81,000円」を「99,000円」に改め、同款入学準備金の項を削り、同表中学校の部1年生の款新入学児童生徒学用品費の項中「81,000円」を「99,000円」に改める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定は、令和8年度の補助金交付から適用するものとし、令和7年度以前の補助金交付については、なお従前の例による。

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1条、第2条 略<br/>                     (支給費目及び金額)</p> <p>第3条 要保護及び準要保護児童生徒援助費(以下「援助費」という。)の費目については、次に掲げるものとし、対象者から受領の権限の委任を受けている当該児童生徒が在籍する学校の校長に対し支給するものとする。ただし、要保護児童生徒の保護者のうち、生活保護法に規定する扶助を受けている者に対しては、修学旅行費_____、医療費のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>_____</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第4条～第11条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> | <p>第1条、第2条 略<br/>                     (支給費目及び金額)</p> <p>第3条 要保護及び準要保護児童生徒援助費(以下「援助費」という。)の費目については、次に掲げるものとし、対象者から受領の権限の委任を受けている当該児童生徒が在籍する学校の校長に対し支給するものとする。ただし、要保護児童生徒の保護者のうち、生活保護法に規定する扶助を受けている者に対しては、修学旅行費、<u>入学準備金</u>、医療費のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>入学準備金</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第4条～第11条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> |

| 支給対象           |             | 支給費目             | 支給額 (年額) |
|----------------|-------------|------------------|----------|
| 小学校・中学校<br>共通  |             | 略                | 略        |
| 小学<br>校就<br>学前 | 略           | 略                | 略        |
| 小学<br>校        | 1年生～5<br>年生 | 略                | 略        |
|                | 6年生         | 学用品費～卒業アル<br>バム代 | 略        |
|                |             | 入学時学用品費          | 99,000円  |
|                |             |                  |          |
| 中学<br>校        | 共通          | 略                | 略        |
|                | 1年生         | 学用品費             | 略        |
|                |             | 新入学児童生徒学用<br>品費  | 99,000円  |
|                |             | 移動教室費            | 略        |
| 2年生、3年<br>生    | 略           | 略                |          |

備考 略  
様式 略

| 支給対象           |             | 支給費目             | 支給額 (年額) |
|----------------|-------------|------------------|----------|
| 小学校・中学校<br>共通  |             | 略                | 略        |
| 小学<br>校就<br>学前 | 略           | 略                | 略        |
| 小学<br>校        | 1年生～5<br>年生 | 略                | 略        |
|                | 6年生         | 学用品費～入学時学<br>用品費 | 略        |
|                |             | 入学時学用品費          | 81,000円  |
|                |             | 入学準備金            | 18,000円  |
| 中学<br>校        | 共通          | 略                | 略        |
|                | 1年生         | 学用品費             | 略        |
|                |             | 新入学児童生徒学用<br>品費  | 81,000円  |
|                |             | 移動教室費            | 略        |
| 2年生、3年<br>生    | 略           | 略                |          |

備考 略  
様式 略

議案第54号

日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

経済的負担の軽減が必要な特別支援学級に在籍する（通級含む）学齢児童・生徒の保護者に対し支給する、特別支援教育就学奨励費の支給対象者および支給費目の改定に伴い、要綱の一部を改正するものです。

## 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日制定

日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成22年6月11日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（通級を含む。）」を削る。

第3条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

\_\_は、改正部分を示す。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第1条 略<br/>(支給対象者)</p> <p>第2条 支給の対象となる者は、日野市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍_____する学齢児童又は学齢生徒の保護者のうち、経済的負担の軽減が必要であると教育委員会が認めたものとする。</p> <p>2 略<br/>(支給費目及び金額)</p> <p>第3条 略<br/>(1)～(11) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 以下略</p> | <p>第1条 略<br/>(支給対象者)</p> <p>第2条 支給の対象となる者は、日野市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍<u>(通級を含む。)</u>する学齢児童又は学齢生徒の保護者のうち、経済的負担の軽減が必要であると教育委員会が認めたものとする。</p> <p>2 略<br/>(支給費目及び金額)</p> <p>第3条 略<br/>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)</u> <u>入学準備金(中学校標準服費)</u></p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 以下略</p> |



議案第55号

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

令和8年4月1日より新設される主務教諭について規則に追加するものです。

## 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第3項中「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭」を「学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

第7条の4第2項中「学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭」を「学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第7条の4に次の1項を加える。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第8条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>目次 略</p> <p>第1条～第7条の3 略<br/>(主任教諭等)</p> <p>第7条の4 学校に<u>主務教諭</u><br/>_____を置くことができる。</p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> | <p>目次 略</p> <p>第1条～第7条の3 略<br/>(主任教諭等)</p> <p>第7条の4 学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭</u>を置くことができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭</u><br/>_____を置くことができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 <u>学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭</u><br/>_____を置くことができる。</p> |

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

(主任)

第8条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第8条の2 以下略

(主任)

第8条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭\_\_\_\_\_を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭\_\_\_\_\_を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭\_\_\_\_\_を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第8条の2 以下略

議案第56号

学校運営協議会委員の任命について（新規）

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

新たに学校運営協議会を設置する学校について、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を任命するものです。

## 学校運営協議会委員の任命

(新規設置校)

<<日野市立日野第一小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 備考                                |
|----|--------|----|-----------------------------------|
| 1  | 伊野 直美  |    | 一中地区育成会会長<br>(地域住民)               |
| 2  | 下田 圭子  |    | 主任児童委員<br>(地域住民)                  |
| 3  | 杉浦 靖俊  |    | 同窓会<br>(地域住民)                     |
| 4  | 谷 和彦   |    | 保護司<br>(地域住民)                     |
| 5  | 山田 義良  |    | 地域コーディネーター<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 6  | 高橋 滋孝  |    | 連携保育園園長<br>(関係機関の職員)              |
| 7  | 大村 国博  |    | 中央公民館長<br>(関係行政機関の職員)             |
| 8  | 和田 栄治  |    | 日野第一中学校校長<br>(関係行政機関の職員)          |
| 9  | 小川 真由美 |    | 日野第一小学校校長<br>(対象学校の校長)            |
| 10 | 萩原 聖   |    | 日野第一小学校副校長<br>(対象学校の副校長)          |
| 11 | 嶋田 香織  |    | 日野第一小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)         |
| 12 | 白石 誠   |    | 日野第一小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)         |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立日野第八小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 備考                                |
|----|--------|----|-----------------------------------|
| 1  | 村山 孝一  |    | 社会教育士・卒業生<br>(学識経験者)              |
| 2  | 池田 ゆきの |    | 日野第八小学校 PTA 会長<br>(保護者)           |
| 3  | 前 洋子   |    | 保護者代表<br>(保護者)                    |
| 4  | 高木 聡子  |    | 三沢中学校 PTA 役員<br>(地域住民)            |
| 5  | 高橋 さゆり |    | 主任児童委員<br>(地域住民)                  |
| 6  | 藤枝 恵美  |    | 三沢地区青少年委員<br>(地域住民)               |
| 7  | 山岸 啓子  |    | 日野市民生児童委員協議会会長<br>(地域住民)          |
| 8  | 山田 清子  |    | 地域コーディネーター<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 9  | 宮田 浩美  |    | みさわ保育園長<br>(関係行政機関の職員)            |
| 10 | 船山 徹   |    | 日野第八小学校長<br>(対象学校の校長)             |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立南平小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 備考  |
|----|--------|----|---|
| 1  | 濱田 誠一  |    | 南平小学校 PTA 会長<br>(保護者)                               |
| 2  | 大須賀 良子 |    | 保護司<br>(地域住民)                                       |
| 3  | 大村 恵子  |    | 七生地区育成会副会長<br>(地域住民)                                |
| 4  | 栗栖 幸子  |    | 主任児童委員<br>(地域住民)                                    |
| 5  | 平 公郎   |    | 地域協力者<br>(地域住民)                                     |
| 6  | 丹野 慶子  |    | 民生委員<br>(地域住民)                                      |
| 7  | 野澤 一弘  |    | 地域コーディネーター・南平地区<br>社会福祉協議会会長<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 8  | 久野 順子  |    | つくしんぼ保育園園長<br>(関係機関の職員)                             |
| 9  | 平野 佳子  |    | 南平児童館ぶらねっと館長<br>(関係機関の職員)                           |
| 10 | 千葉 智弘  |    | 南平小学校校長<br>(対象学校の校長)                                |
| 11 | 長塚 淳   |    | 南平小学校副校長<br>(対象学校の副校長)                              |
| 12 | 小杉 純平  |    | 南平小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)                             |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立夢が丘小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 備考                           |
|----|--------|----|------------------------------|
| 1  | 菅原 眞弓  |    | 明星大学教育学部客員教授<br>(学識経験者)      |
| 2  | 河野 瑤子  |    | もぐさ台幼稚園理事<br>(学識経験者)         |
| 3  | 笹村みちよ  |    | 学校応援サポーター (旧PTA)<br>(保護者)    |
| 4  | 真崎 裕介  |    | 学校応援サポーター (旧PTA)<br>(保護者)    |
| 5  | 佐藤 裕美  |    | 主任児童委員<br>(地域住民)             |
| 6  | 田邊 信一  |    | 三中地区青少年育成会長<br>(地域住民)        |
| 7  | 若山 千恵子 |    | 民生委員<br>(地域住民)               |
| 8  | 久富 明美  |    | 家庭と子供の支援員<br>(地域住民)          |
| 9  | 山田 直美  |    | 日野わかば保育園長<br>(関係機関の職員)       |
| 10 | 伴 光明   |    | 日野市立日野第三中学校長<br>(関係行政機関の職員)  |
| 11 | 佐藤 道枝  |    | 日野市立たかはた台保育園長<br>(関係行政機関の職員) |
| 12 | 林 秀之   |    | もぐさだい児童館長<br>(関係行政機関の職員)     |
| 13 | 桐井 裕美  |    | 日野市立夢が丘小学校長<br>(対象学校の校長)     |
| 14 | 諏訪 禎久  |    | 日野市立夢が丘小学校副校長<br>(対象学校の副校長)  |
| 15 | 紺谷 博幸  |    | 日野市立夢が丘小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員) |
| 16 | 東本 芳美  |    | 日野市立夢が丘小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員) |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第57号

学校運営協議会委員の任命について（任期満了）

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

学校運営協議会委員の任期満了に伴い、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を任命するものです。

## 学校運営協議会委員の任命

(現委員の任期満了によるもの)

<<日野市立豊田小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 新・再 | 期 | 備考                                    |
|----|--------|----|-----|---|---------------------------------------|
| 1  | 徳永 花恵  |    | 新   | 1 | 学校サポート隊 (PTA) 役員<br>(保護者)             |
| 2  | 梅田 俊幸  |    | 再   | 2 | 元市議会議員・元PTA会長<br>(地域住民)               |
| 3  | 勝毛 勇一  |    | 再   | 2 | 学校サポート隊 (PTA) 役員・<br>元PTA会長<br>(地域住民) |
| 4  | 山藤 昌志  |    | 再   | 2 | 日野市消防団第4分団・<br>元PTA会長<br>(地域住民)       |
| 5  | 高山 優子  |    | 新   | 1 | 主任児童委員<br>(地域住民)                      |
| 6  | 濱屋 浩   |    | 再   | 2 | 元日野市教育委員会委員・<br>元PTA会長<br>(地域住民)      |
| 7  | 山崎 功   |    | 再   | 2 | 建築家・元PTA会長<br>(地域住民)                  |
| 8  | 山口 晶子  |    | 再   | 2 | 豊田小自主防災会・学校薬剤師<br>(関係行政機関の職員)         |
| 9  | 東口 孝正  |    | 再   | 2 | 日野市立豊田小学校校長<br>(対象学校の校長)              |
| 10 | 樋口 智子  |    | 再   | 2 | 日野市立豊田小学校副校長<br>(対象学校の副校長)            |
| 11 | 松本 美代子 |    | 再   | 2 | 日野市立豊田小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)           |
| 12 | 岩田 幸子  |    | 再   | 2 | 日野市立豊田小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)           |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立日野第三小学校>>

|    | 氏名    | 住所 | 新・再 | 期 | 備考                                |
|----|-------|----|-----|---|-----------------------------------|
| 1  | 菅原 眞弓 |    | 再   | 2 | 明星大学客員教授<br>(学識経験者)               |
| 2  | 阿部 朋加 |    | 再   | 2 | PTA 会長<br>(保護者)                   |
| 3  | 栗原 俊介 |    | 再   | 2 | 前 PTA 会長<br>(保護者)                 |
| 4  | 江上 富三 |    | 再   | 2 | 緑ヶ丘自治会<br>(地域住民)                  |
| 5  | 岸田 茂良 |    | 再   | 2 | 大坂上中地区青少年育成会長<br>(地域住民)           |
| 6  | 菅沼 徹  |    | 再   | 2 | 元 PTA 会長<br>(地域住民)                |
| 7  | 前川 恵子 |    | 再   | 2 | 大坂上中地区青少年育成会<br>(地域住民)            |
| 8  | 正木 兼廣 |    | 再   | 2 | 七ツ塚自治会副会長<br>(地域住民)               |
| 9  | 勝目 由美 |    | 再   | 2 | 地域コーディネーター<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 10 | 舘 敏晴  |    | 再   | 2 | 日野第三小学校長<br>(対象学校の校長)             |
| 11 | 秋田 克己 |    | 再   | 2 | 日野第三小学校副校長<br>(対象学校の副校長)          |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立平山小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 新・再 | 期 | 備考                                |
|----|--------|----|-----|---|-----------------------------------|
| 1  | 小林 巧   |    | 新   | 1 | 明星大学講師・元小学校校長<br>(学識経験者)          |
| 2  | 秋間 智弘  |    | 再   | 3 | 卒業生保護者<br>(地域住民)                  |
| 3  | 大濱 成江  |    | 再   | 7 | 平山中地区青少年育成会<br>(地域住民)             |
| 4  | 大野 豪祐  |    | 新   | 1 | 保護司<br>(地域住民)                     |
| 5  | 城戸 健   |    | 再   | 2 | スポーツコーディネーター<br>(保護者)             |
| 6  | 根津 美満子 |    | 再   | 9 | 地域コーディネーター<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 7  | 永関 友美  |    | 再   | 2 | 基幹型ひらやま児童館館長<br>(関係行政機関の職員)       |
| 8  | 中山 良昭  |    | 再   | 2 | 平山中学校校長<br>(関係行政機関の職員)            |
| 9  | 佐伯 紀子  |    | 再   | 2 | 日野第二幼稚園園長<br>(関係行政機関の職員)          |
| 10 | 北里 浩一  |    | 再   | 3 | 日野市立平山小学校校長<br>(対象学校の校長)          |
| 11 | 大西 恵理子 |    | 再   | 2 | 日野市立平山小学校副校長<br>(対象学校の副校長)        |
| 12 | 直井 典之  |    | 再   | 3 | 日野市立平山小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)       |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立滝合小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 新・再 | 期 | 備考  |
|----|--------|----|-----|---|---|
| 1  | 中島 愛子  |    | 再   | 3 | 元・PTA会長<br>(保護者)  |
| 2  | 橋口 陽二郎 |    | 再   | 2 | 元・PTA会長<br>(保護者)  |
| 3  | 大野 豪祐  |    | 再   | 2 | 保護司<br>(地域住民)   |
| 4  | 堀越 隆二  |    | 新   | 1 | 農業社会人協力者<br>(地域住民)  |
| 5  | 小田 薫   |    | 再   | 3 | 地域コーディネーター・<br>滝合小カラーガード代表<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者)                 |
| 6  | 佐野 礼子  |    | 再   | 3 | 地域コーディネーター・ひのっちコーディネーター・たきあい塾代表、四中地区青少年育成会<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 7  | 中山 良昭  |    | 再   | 2 | 日野市立平山中学校校長<br>(関係行政機関の職員)  |
| 8  | 佐藤 美徳  |    | 再   | 3 | 日野市立滝合小学校校長<br>(対象学校の校長)  |
| 9  | 小島 直久  |    | 再   | 2 | 日野市立滝合小学校副校長<br>(対象学校の副校長)  |
| 10 | 佐藤 健太  |    | 再   | 3 | 日野市立滝合小学校教職員<br>(対象学校の教職員)  |
| 11 | 清水 勇輝  |    | 再   | 3 | 日野市立滝合小学校教職員<br>(対象学校の教職員)  |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立日野第七小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 新・再 | 期 | 備考                               |
|----|--------|----|-----|---|----------------------------------|
| 1  | 平向 邦江  |    | 再   | 2 | 元幼稚園長・どんぐりクラブ<br>(学識経験者)         |
| 2  | 諸星 修   |    | 再   | 2 | P T A会長<br>(保護者)                 |
| 3  | 奥住 日出男 |    | 再   | 2 | ひのっちコーディネーター・<br>育成会顧問<br>(地域住民) |
| 4  | 加藤 律子  |    | 再   | 2 | 主任児童委員・育成会副会長<br>(地域住民)          |
| 5  | 栗城 三郎  |    | 再   | 2 | 元東神明自治会長<br>(地域住民)               |
| 6  | 小池 勝造  |    | 再   | 2 | 元保護司<br>(地域住民)                   |
| 7  | 谷 丈太郎  |    | 再   | 2 | 東神明自治会長<br>(地域住民)                |
| 8  | 飯塚 諒   |    | 新   | 1 | 日野市しんめい児童館館長<br>(関係機関の職員)        |
| 9  | 高野 修一  |    | 新   | 1 | 東京都立日野台高等学校校長<br>(関係行政機関の職員)     |
| 10 | 大西 浩之  |    | 再   | 2 | 日野第七小学校校長<br>(対象学校の校長)           |
| 11 | 大澤 陽介  |    | 再   | 2 | 日野第七小学校副校長<br>(対象学校の副校長)         |
| 12 | 山本 尚義  |    | 再   | 2 | 日野第七小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)        |
| 13 | 岩崎 太郎  |    | 再   | 2 | 日野第七小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)        |
| 14 | 市川 裕佳子 |    | 再   | 2 | 日野第七小学校主幹教諭<br>(対象学校の教職員)        |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<<日野市立仲田小学校>>

|    | 氏名     | 住所 | 新・再 | 期 | 備考                                |
|----|--------|----|-----|---|-----------------------------------|
| 1  | 柳元 太郎  |    | 再   | 2 | 仲田小学校元校長<br>(学識経験者)               |
| 2  | 池田 紗恵子 |    | 再   | 2 | P T A 役員<br>(保護者)                 |
| 3  | 岩崎 千識  |    | 再   | 2 | P T A 役員<br>(保護者)                 |
| 4  | 下田 圭子  |    | 再   | 2 | 主任児童委員<br>(地域住民)                  |
| 5  | 中川 ひろみ |    | 再   | 2 | NPO 法人子どもへのまなごし<br>(地域住民)         |
| 6  | 茂木 暖子  |    | 再   | 2 | 元P T A 役員<br>(地域住民)               |
| 7  | 山田 義良  |    | 再   | 2 | ひのっちコーディネーター<br>(地域住民)            |
| 8  | 太田 日香里 |    | 再   | 2 | 地域コーディネーター<br>(対象学校の運営に資する活動を行う者) |
| 9  | 石川 俊一  |    | 再   | 2 | 仲田小学校内科校医<br>(関係行政機関の職員)          |
| 10 | 伊豆本 龍朗 |    | 再   | 2 | 警察官<br>(関係行政機関の職員)                |
| 11 | 和田 栄治  |    | 再   | 2 | 日野市立日野第一中学校長<br>(関係行政機関の職員)       |
| 12 | 清水 緑子  |    | 再   | 2 | ひの児童館館長<br>(関係行政機関の職員)            |
| 13 | 山本 剛秀  |    | 再   | 2 | 仲田小学校校長<br>(対象学校の校長)              |
| 14 | 森山 明   |    | 再   | 2 | 仲田小学校副校長<br>(対象学校の副校長)            |
| 15 | 久保田 聡  |    | 再   | 2 | 仲田小学校主幹教諭 (教務主任)<br>(対象学校の教職員)    |
| 16 | 黒地 晃一  |    | 再   | 2 | 仲田小学校主幹教諭 (生活指導主任)<br>(対象学校の教職員)  |

任命日 令和8年4月1日

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

《関係法令》

## 日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第58号

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市地域学校協働活動推進員等設置要綱第6条の規定に基づき、委嘱を行う  
ものです。

## 令和8年度日野市地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)

《日野市地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) 名簿》

| No | 学校名     | 氏名     | 住所 | 新任・再任 | 備考         |
|----|---------|--------|----|-------|------------|
| 1  | 日野第一小学校 | 魚住 栄人  |    | 再     |            |
| 2  | 日野第一小学校 | 西村 聖紀  |    | 再     |            |
| 3  | 豊田小学校   | 勝毛 勇一  |    | 新     |            |
| 4  | 日野第三小学校 | 阿部 朋加  |    | 再     |            |
| 5  | 日野第三小学校 | 小野 幸子  |    | 再     |            |
| 6  | 日野第三小学校 | 勝目 由美  |    | 再     |            |
| 7  | 日野第三小学校 | 高野 宣弘  |    | 再     |            |
| 8  | 日野第四小学校 | 荒戸 貴子  |    | 再     |            |
| 9  | 日野第四小学校 | 池田 恵美子 |    | 再     |            |
| 10 | 日野第四小学校 | 羽田 麻衣子 |    | 再     |            |
| 11 | 日野第五小学校 | 谷頭 英渡  |    | 再     |            |
| 12 | 日野第六小学校 | 杉山 喜廣  |    | 再     |            |
| 13 | 日野第六小学校 | 竹部 馨   |    | 再     | 日野第四中学校と併任 |
| 14 | 日野第六小学校 | 南條 浩恵  |    | 再     |            |
| 15 | 潤徳小学校   | 高橋 梨奈  |    | 再     |            |
| 16 | 潤徳小学校   | 角山 由生  |    | 再     |            |
| 17 | 潤徳小学校   | 秦 志乃   |    | 再     |            |
| 18 | 潤徳小学校   | 横山 亜紀子 |    | 再     |            |
| 19 | 平山小学校   | 根津 美満子 |    | 再     |            |
| 20 | 日野第八小学校 | 小川 真智子 |    | 再     |            |
| 21 | 日野第八小学校 | 長谷川 和代 |    | 再     |            |
| 22 | 日野第八小学校 | 山田 清子  |    | 再     |            |
| 23 | 滝合小学校   | 小田 薫   |    | 再     |            |
| 24 | 滝合小学校   | 佐野 礼子  |    | 再     |            |
| 25 | 日野第七小学校 | 荻野 優子  |    | 再     |            |
| 26 | 日野第七小学校 | 奥住 日出男 |    | 再     |            |
| 27 | 日野第七小学校 | 加藤 俊和  |    | 再     |            |

| No | 学校名     | 氏名     | 住所 | 新任・再任 | 備考         |
|----|---------|--------|----|-------|------------|
| 28 | 日野第七小学校 | 加藤 律子  |    | 再     | 大坂上中学校と併任  |
| 29 | 南平小学校   | 平 公郎   |    | 再     |            |
| 30 | 南平小学校   | 野澤 一弘  |    | 再     |            |
| 31 | 南平小学校   | 林 良健   |    | 再     |            |
| 32 | 旭が丘小学校  | 赤川 千賀子 |    | 再     |            |
| 33 | 旭が丘小学校  | 藤本 容子  |    | 再     |            |
| 34 | 旭が丘小学校  | 百木 聖香  |    | 再     |            |
| 35 | 東光寺小学校  | キリノ 和子 |    | 再     |            |
| 36 | 東光寺小学校  | 速水 亨   |    | 再     |            |
| 37 | 東光寺小学校  | 原 由佳   |    | 再     |            |
| 38 | 東光寺小学校  | 壬生 佐智子 |    | 再     |            |
| 39 | 仲田小学校   | 太田 日香里 |    | 再     |            |
| 40 | 仲田小学校   | 千葉 夕子  |    | 再     |            |
| 41 | 仲田小学校   | 茂木 暖子  |    | 再     |            |
| 42 | 夢が丘小学校  | 小倉 奈穂子 |    | 再     |            |
| 43 | 夢が丘小学校  | 木村 綾子  |    | 再     |            |
| 44 | 夢が丘小学校  | 杉本 典子  |    | 再     |            |
| 45 | 七生緑小学校  | 原村 さつき |    | 再     |            |
| 46 | 日野第一中学校 | 伊野 直美  |    | 再     |            |
| 47 | 日野第二中学校 | 田原 瑞穂  |    | 再     |            |
| 48 | 日野第三中学校 | 久富 明美  |    | 再     |            |
| 49 | 日野第四中学校 | 高橋 遊亀  |    | 再     |            |
| 50 | 日野第四中学校 | 竹部 馨   |    | 再     | 日野第六小学校と併任 |
| 51 | 大坂上中学校  | 加藤 律子  |    | 再     | 日野第七小学校と併任 |
| 52 | 平山中学校   | 鈴木 利絵子 |    | 再     |            |
| 53 | 平山中学校   | 田村 義公  |    | 再     |            |

任期 自 令和 8年 4月 1日

至 令和 9年 3月31日

《参考法令》

**社会教育法**（昭和 24 年法律第 207 号）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### **日野市地域学校協働活動推進員等設置要綱**

（設置）

第 4 条 教育委員会は、教育委員会事務局及び日野市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 20 号）第 2 条に定める学校（以下「学校」という。）に推進員及び統括推進員を置くことができる。

（資格及び委嘱）

第 6 条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該日野市立の各小・中学校区の学校長又は教育指導課長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(2) 学校の活動に対し興味関心及び理解を有する者

(3) 学校及び地域を取り巻く諸課題の解決に向けて、当事者意識を持って主体的に行動する意欲を有する者

議案第59号

日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市いじめ防止対策推進条例(令和8年4月制定予定)第14条第3項の規定に基づき、日野市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

# 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、日野市いじめ防止対策推進条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定に基づき、日野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

## (所掌事項)

第3条 連絡協議会は、いじめ防止に向けた総合的な施策を地域社会総がかりで推進するため、次に掲げる事項について連絡調整及び協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要なこと。

## (組織)

第4条 連絡協議会は、学校、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、市長の補助機関、児童相談所、警察署その他の関係者により構成され、委員23人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議及び議事)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、次に掲げる場合は、連絡協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - (1) 日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
  - (3) 前号に掲げる場合のほか、連絡協議会が必要であると認めるとき。
- 5 前項ただし書の場合において、会長は傍聴人の数を制限することができる。
- 6 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



議案第60号

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市いじめ防止対策推進条例(令和8年4月制定予定)第15条第5項の規定に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

# 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、日野市いじめ防止対策推進条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）第15条第5項の規定に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (所掌事項)

第3条 対策委員会は、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育委員会又は学校のいじめの防止等のための対策の推進、調査研究及び対策への支援に関する事項並びにいじめの実態把握及び分析した事項について調査又は審議し、教育委員会へ報告又は答申する。

2 対策委員会は、前項の規定による調査及び審議の結果に基づき、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）又は第10条第5項に規定する調査の経過及び結果の報告について審議を行い、その結果を教育委員会に報告又は答申するものとする。

4 対策委員会は、第1項及び前項に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について調査及び審議を行う。

## (組織)

第4条 対策委員会は、学識経験を有する者、いじめ、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者、学校関係者等で構成され、委員12人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の

残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第7条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、次に掲げる場合は、対策委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - (1) 日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
  - (3) 前号に掲げる場合のほか、対策委員会が必要であると認めるとき。
- 5 前項ただし書の場合において、委員長は傍聴人の数を制限することができる。
- 6 対策委員会の委員は、法第28条調査に係る事案に利害関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(意見等聴取)

第8条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第9条 専門事項を調査及び審議させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、教育委員会が任命又は委嘱する。
- 3 専門調査員の任期は、任命又は委嘱の日から当該専門事項に関する調査結果を対策委

員会に報告した日までとする。

(調査部会)

第10条 法第28条調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に学校の設置者主体の調査部会又は学校主体の調査部会を置くことができる。

2 学校の設置者主体の調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有しない委員又は専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 学校主体の調査部会は、第1項の調査に係る事案に利害関係を有しない委員又は専門調査員から委員長が指名する2人以上の者で組織する。

4 調査部会に部会長を置き、調査部会に属する者のうちから、委員長がこれを指名する。

5 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

6 第7条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会の運営について準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員及び専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 条例付則第3項に規定する調査に係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、教育委員会が専門調査員を置くことができるものとする。

議案第61号

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の規定に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員を委嘱するものです。

非公開

非公開

非公開

議案第62号

日野市立教育センター所長の任命について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

令和8年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものです。

《日野市立教育センター所長 任命者》

| 氏 名   | 住 所 |
|-------|-----|
| 竹山 弘志 |     |

任期 自 令和8年4月 1日  
至 令和9年3月31日

《参考法令》

日野市立教育センター設置条例  
(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

議案第63号

第12期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

令和8年3月31日をもって、第11期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

## 第12期日野市立教育センター運営審議会委員

### 《日野市立教育センター運営審議会委員 名簿》

| 番号 | 氏名     | 住所              | 備考                       | 期 |
|----|--------|-----------------|--------------------------|---|
| 1  | 中澤 正人  |                 | 明星大学特任教授<br>(学識経験者)      | 2 |
| 2  | 柳元 太郎  |                 | 郷土教育推進研究委員会顧問<br>(学識経験者) | 1 |
| 3  | 須崎 奈緒美 |                 | 社会教育委員<br>(学識経験者)        | 2 |
| 4  |        |                 | 日野市立幼稚園長会<br>(学校教育関係者)   |   |
| 5  |        |                 | 日野市立小学校長会<br>(学校教育関係者)   |   |
| 6  |        |                 | 日野市立中学校長会<br>(学校教育関係者)   |   |
| 7  |        | (勤)日野市神明 1-12-1 | 教育部参事<br>(教育行政機関関係者)     |   |
| 8  |        | (勤)日野市神明 1-12-1 | 教育部参事<br>(教育行政機関関係者)     |   |

任期 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和10年 3月31日

### 《日野市立教育センター設置条例》

#### (審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

議案第64号

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

《提案理由》

市外の大学との包括連携協定の締結に伴い、対象の大学の学生、教員等が日野市立図書館を利用できるようにするため、日野市立図書館運営規則の一部を改正するものです。

## 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則

日野市立図書館運営規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

図書館、配本所又は移動図書館駐車場のどこにおいても、図書館奉仕を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日野市内に居住する者
- (2) 日野市内に通勤又は通学する者
- (3) 日野市との間において市立図書館の相互利用に関する協定を締結した市に居住する者
- (4) 日野市と連携に関する協定を締結した大学のうち教育委員会が認めたものに在籍する者

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>目次 略</p> <p>第1条 略<br/>(事業)</p> <p>第2条 略<br/>(図書館奉仕を受けることができる場所と日時)</p> <p>第3条 <u>図書館、配本所又は移動図書館駐車場のどこにおいても、図書館奉仕を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>日野市内に居住する者</u></p> <p>(2) <u>日野市内に通勤又は通学する者</u></p> <p>(3) <u>日野市との間において市立図書館の相互利用に関する協定を締結した市に居住する者</u></p> <p>(4) <u>日野市と連携に関する協定を締結した大学のうち教育委員会が認めたものに在籍する者</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 以下略</p> | <p>目次 略</p> <p>第1条 略<br/>(事業)</p> <p>第2条 略<br/>(図書館奉仕を受けることができる場所と日時)</p> <p>第3条 <u>日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者、及び日野市との間において市立図書館の相互利用に関する協定を締結した市に居住する者は、図書館、配本所、移動図書館駐車場のどこにおいても、図書館奉仕を受けることができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>第4条 以下略</p> |



議案第65号

教育委員会職員の懲戒処分の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

非公開

非公開



## 請願審査

|         |   |
|---------|---|
| 請願番号    | 請願第7-13号  |
| 受付年月日   | 令和8年2月10日   |
| 件名      | 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が（学習指導要領の一部政治的偏向部分等の）管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願 |
| 請願者住所氏名 |   |

文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が（学習指導要領の一部政治的偏向部分等の）管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願

2-1 事実 教職員が“被害者”的な立場と言える前記「1」の【1】の要因を、文科省は1位が児童・生徒に対する指導そのものに関する業務26.5%、2位が職場の対人関係（上司・同僚・部下等）23.2%、3位が校務分掌や調査対応等、事務的な業務12.7%、4位が元々の精神疾患の悪化11.8%、5位が個人的な対人関係（家族、プライベート関係）8.9%、6位が地域住民・保護者等職場外の者との対人関係6.1%、7位が身体面の体調悪化5.7%、8位が異動・昇任4.4%、9位が長時間勤務と年次有給休暇の取得状況0.5%、10位が相談しづらい環境0.2%——という“順位”でまとめている。

このうち1・3位は、口先では“主体性・多様性・Well-being”等を強調する文科省が「大綱的基準として教育課程編成（授業での指導内容）を法的に拘束する」と主張する学習指導要領の、一部政治的偏向部分（愛国心・“君が代”自衛隊・日米軍事同盟・靖国神社問題等）の“指導”や、小中で教科化した道徳で（数値ではない文章とはいえ）指導要録や通知表への評価記入を、教育委員会や（副）校長らが強制してくるのは、憲法第19条の禁じる「個々人の思想・良心の自由への国家権力による介入・侵害」ゆえに、良心的な教員にはプレッシャーになっている、と思われる。

特に、安倍晋三首相の靖国神社参拝問題（3年政治経済の定期試験で出題した都立松が谷高校の教員を、当時の義家弘介議員が14年4月16日の衆院文部科学委員会で問題視。『紙の爆弾』25年3月号参照）や、“君が代”（東京都町田市や大阪府吹田市、沖縄県石垣市の教委等が校長を通し、児童・生徒の声量や暗記率の調査まで強制）では、保守系政治家の動向と相俟（ま）って、全体主義的な動きがあり、指導要領通り教えることに違和感を感じる教員は、現場のベテラン教員によると少なからず存在する。但し同教員は、「2000年代前半に比し、積極的な“君が代”推進教員は増えてはいないが、『卒業式等の君が代時、命令されたら立つけど、どっちでもいい』と言う思考停止型の中堅・若手が増」と心配する。

2位は（副）校長と教諭だけのフラットで風通し良く、同僚制＝協力体制が強みだった学校現場に、東京等の教育委員会が介入。校長権限強化（職員会議の空洞化）や主幹教諭（神奈川は総括教諭）を制度化し、増員、東京の主任教諭（主幹教諭のすぐ下位）も学校教育法改悪により、主務教諭の名で全国化する。提言 上記「事実」において、前記「1」の要因の1・3位や2位を分析した下線部の通り、児童生徒には「主体的な学び・多様性」を説きながら、上意下達の学校組織＝管理強化の下で働き、「やりがい」を感じないまま「やらされ感」が鬱積し、精神的抑圧が強まる事実は、精神科医・野田正彰氏が『過ぎし日の映え』（25年1月新刊、鹿砦社）の「強制的教育との闘い」で詳述している。

これら事実の周知を含め、前記「1」でお願いした【1】～【4】の実行を求める。

因みに、「神戸市立小学校での教師間いじめの闇」をテーマにした、18年10月24日（木）のBSフジ『LIVE プライムニュース』に出演した、尾木ママこと尾木直樹・法政大名誉教授は、「昔は鍋蓋（なべぶた）と言った。校長と教頭だけ偉くて、あとは皆平等。だからみんなで、よく言えば助け合いの精神で、いろんな悩みの相談できたけど、（略）民主的と思いつながら民主的ではない、ボス支配が行われて、

口頭意見陳述をします。

### 1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

全国の公立小中高・特別支援学校等の教職員の総計は2024年5月1日時点で92万2776人だ。そして、「（副）校長・教頭・主幹（指導）教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・（非常勤）講師」等に職層化している。

この92万余人のうち、【1】24年度に鬱病等精神疾患による病気休職者は7087人（全教職員数の0.77%）で、過去最多だった23年度の7119人から32人減ったものの、割合は横ばいだ（2年連続で7000人超）。【2】同じ24年度に性犯罪・性暴力・セクハラ（以下、性暴力等と略記）で懲戒処分になった教職員は281人（全教職員数の0.03%）で、過去最多の23年度の320人（同0.03%）から減ったものの、12年連続で200人超。うち、対児童生徒性暴力等での懲戒処分者は134人だ（同0.02%）。

この【1】【2】は文部科学省が「教職員の人事管理に資するため」との理由で、47都道府県・20指定都市の計67教育委員会を対象にメールの様式で調査し、25年12月22日公表した『人事行政状況調査』のデータだ。

この【1】【2】の真因を分析し暴き出した、PDF添付の月刊『紙の爆弾』2026年3月号4頁建ての、教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事と、後掲の「2 具体的事実と請願（提言）、分析事項」の各項とを、2026年3月25日（水）午後の本市教委定例会までに、白石高士教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂き、【1】教育委員会全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、【2】本市の全教職員（校長を含む）に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂きたい（（副）校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい）。更に、【3】月刊『紙の爆弾』26年3月号の記事を、本市の全教職員に周知等して頂きたい。そして【4】以下の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省（松本洋平大臣53歳）と黄地吉隆（おおちよしたか）初等中等教育企画課長にも出して頂きたい。

### 2 具体的事実と請願（提言）、分析事項

職員室カーストというんですけど」と発言している。

2-2 事実 前記「2-1」の【1】の要因のうち2位に当たる「職場の人間関係」を「同僚制発揮・協同ではなく、(出世=昇任)競争」に変えてしまったのは、教職員の人事評価(人事考課・業績評価)制度だ。前出の『人事行政状況調査』は、「人事評価の結果の活用～評価結果の活用分野等」という頁を設け、「47都道府県・20指定都市の計67教育委員会」が、「①昇任、②昇給・降給、③勤勉手当、④免職・降任、⑤配置転換、⑥研修、⑦人材育成・能力開発・資質向上」で、評価結果(注、教諭の評価者は校長、校長の評価者は教育長)を、どう教員間の分断・競争に“活用”しているか、一覧表にしている。

「合計の県市数」は、①41、②63、③64、④25、⑤21、⑥29、⑦50県市——だ。文科省初等中等教育企画課はこの数字を全て「67県市=100%」にしようとし、「活用していない県市」には「理由を聞いている」という。巨大権力機関である文科省が「理由を聞く」のは「やれ」という圧力であるのは、明白だ。

提言 上記「事実」で暴き出した、教職員の人事評価は、“出世=昇任”や“降任”に“活用=悪用”するのはやめ、教職員をエンカレッジする(励ます、勇気付ける、支援・応援する意)意味での人材育成・能力開発・資質向上に特化するべきだ。

ところで、執拗な“君が代”処分を連発してきた東京都と大阪府市の教委の回答は次の通りだが、時に都教委は“君が代”不起立・ピアノ不伴奏等教員に対し、昇給延伸と勤勉手当(ボーナス)減額を強行している。都教委に忠実な教員は給料増し、“君が代”不起立等政治的・思想的な立場が異なる教員は冷遇している事実は、憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に違反しており、都教委人事部のこういう差別行為こそ改めさせるべきだ。

○ 東京都は①～⑤に活用している。②には「昇給・降給は、昇給号給に差をつけている。(6号給から昇給なしまで。)」③には「勤勉手当は、業績評価の結果に基づき、成績率の段階(教育監督職(暫定再任用を除く。))は4段階、それ以外の職員は3段階)を決定し、勤勉手当に反映している」とコメント。“君が代”不起立等教員は昇給延伸と勤勉手当(ボーナス)減額があるので、都教委に忠実な教員は給料増し、“君が代”不起立等政治的な立場が異なる教員は冷遇しているのだ。

大阪府は、②～④と⑦に活用。②には「前年度の評価結果を翌年度の昇給に反映」。③には「前年度の評価結果を翌年度6月・12月の勤勉手当に反映」とコメント。大阪市は①～④に活用し、②・③には大阪府と同文のコメント。

2-3 事実 月刊『紙の爆弾』20年12月号・21年9月号(時間的余裕があればPDFを後日、添付送信する)等で詳報している通り、“自衛隊連携宿泊防災訓練”や“炎天下での五輪観戦”等に生徒を動員したモンスター都教委や御用校長に対し、「モノ言

う保護者」が動き、阻止したり、歯止めをかけたたりした。確かに立川第3小のような暴力事案は撲滅しなければいけないが、今回、「教員の精神疾患で休職の要因6位(上位とは言えない)の「保護者との対人関係」を、一部御用マスゴミが「問題あり」と報じてしまった。

提言 かかる一部御用マスゴミの偏向報道は、「モノ言う保護者」を「モンスターペアレント」に貶(おとしめ)かねない“ガイドライン”を2月2日公表した都教委と同じで、見方が偏っているのではないか(月刊『紙の爆弾』5年7月号・26年1月号参照)。「精神疾患休職の要因」で「保護者との対人関係」を過度に強調するのは、本質を見誤る。

2-4 事実 性暴力の原因と、あるべき防止・撲滅策について。教員が“加害者”である前記「1」の【2】の性犯罪・性暴力等を「予防する取組状況」として、文科省は、

- SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことを指針・通知、研修等により明確化
- 教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化している
- 教職員等や児童生徒等を対象としたアンケート等の定期的な実施

——を挙げ、「100%実施している教委」は多い。これら「予防する取組」が児童生徒等の人権(プライバシー権)を守ったり、個人情報(肖像権等)を保護したりする上で必要であるのは確かだろう。

しかし、前記した「教員の精神疾患休職の要因」とあわせて考えれば、学校の職場状況に、性暴力等増加の原因があるのは明らかだ。文科省、そして教委・校長らは、この“原因”に目を向けず、マスゴミや政治家も「わいせつ教員の職場復帰を防げ」といった論調に終始。結果、SNSではまるで教員を性犯罪者予備軍と見るような誤った見方が拡散されている。

提言 本当に性暴力等を「予防」するのであれば、ギスギスしてストレスを溜め込みやすい職階制・上意下達ではなく同僚制を重視し、教員・生徒の自尊感情・自己肯定感・他者理解を重視する学校作りに方向転換するべきだ。

2-5 事実 前記「2-4」の「ギスギスしてストレスを溜め込みやすい魔物(まもの)」は「2-1」で指摘した学習指導要領の、一部政治的偏向部分に当たる“君が代”起立・ピアノ伴奏等の強制も該当する。今回の『人事行政状況調査』で文科省は、「服務違反等に係る懲戒処分等の状況一覧」という表に、「国旗掲揚、国歌斉唱に係る職務命令違反」という項を設け、「23年度2人、24年度0人」と記載している。

提言 しかし卒業式等の“君が代”不起立・ピアノ不伴奏等は、職務命令や処分で機械的に強制・服従させてはならない。東京地裁や高裁で不当処分取消訴訟を傍聴・取材すれば分かるはずだが、不起立等教員は児童・生徒の人権(特に思想・良心の自由)と、その児童・生徒と真摯に向き合ってきた自身の人権・信念とを大切に考えるからこそ、懲戒処分という不利益を被ってでも、不起立や不伴奏を実践しているのだ。 260210(火)提出の請願2頁目(了)



報告事項第30号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

|   | 請求日   | 決定日   | 請求件名   | 決定内容               |
|---|-------|-------|--|--------------------|
| 1 | 2月10日 | 2月20日 | 2 「二十歳の集い」について、新成人、保護者、その他市民が市側に寄せた質問、意見と、市側がそれをまとめたり対応したりした文書。但し新成人等、公務員でない人の個人名は対象外としてOKです。  | 不存在                |
| 2 | 2月10日 | 2月25日 | 1. ①都教委の「7教人勤15号」(2025.4.4)と「7教人勤第183号」(2025.8.6)の依頼を受け、日野市教委が各市立学校(幼・小・中)に下ろした文書及び集計し、取りまとめた文書<br>②各校が市教委に回答した(質問、答えも含む)文書<br>③市教委が集計し、都教委に送付した文書<br>④都教委からその後、上記2種の発番以外の文書が来ていたら、それに対応、返答した文書<br>2. 「7教人勤15号」(2025.4.4)「7教人勤第183号」(2025.8.6)以外の都教委と市教委との間でやり取りした文書一式 | 全部公開<br>および<br>不存在 |

報告事項第31号

日野市教育委員会生成AI利活用ガイドラインの制定及び日野市立学校情報セキュリティ対策基準の改定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

非公開

報告事項第32号

日野市いじめ防止基本方針改定（案）に関するパブリックコメントの実施について

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年3月19日 提出

日野市教育委員会  
教育長 白石 高士

# 日野市いじめ防止基本方針の改定に向けた パブリックコメントの実施について

令和8年3月19日  
教育部教育指導課

## 1. 趣旨

第10回定例会においてご審議いただきました「(仮称)日野市いじめ防止対策推進条例(案)」に続き、第11回施策研究では条例により設置される附属機関等の組織・運営を定める「規則」の整備や「いじめ防止基本方針」の見直しについて報告いたしました。

条例及び規則の整備に伴い、条例の理念を実務に反映させるため、実務の指針となる「日野市いじめ防止基本方針」の改定に向け、下記のとおり改定案のパブリックコメントを実施いたします。

## 2. パブリックコメントの概要

### ■案件名

日野市いじめ防止基本方針改定(案)に関するパブリックコメント

### ■意見募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年5月1日(金)まで

## 3. 今後のスケジュール

- ・令和8年3月：市議会定例会に条例案を提出
- ・令和8年3月：教育委員会定例会に規則案を提出
- ・令和8年4月1日：条例及び規則施行予定
- ・令和8年4月1日～5月1日：いじめ防止基本方針改定(案)のパブリックコメントを実施予定
- ・令和8年5月：教育委員会定例会施策研究にパブコメ回答を報告予定  
いじめ防止基本方針の改定案を提出予定
- ・令和8年5月：教育委員会承認後、市長部局(政策法務・福祉政策・子育て・子ども家庭支援センター)合議とし市長決裁を予定
- ・令和8年6月：いじめ防止基本方針(改定)施行予定